

令和 8 年度（2026 年度）アーティスト・イン・レジデンス交流事業業務委託 に関する審査委員会 審査基準

令和 8 年度（2026 年度）アーティスト・イン・レジデンス交流事業業務委託に関する審査委員会の審査基準に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査方法

- (1) 市職員で構成する審査委員会（以下「委員会」という。）において、審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数を競う「プロポーザル方式」により行う。

2 審査の手順

- (1) 技術提案書受付時に国際課にて提示金額が予算額以内であることを確認する。提示金額が予算額を超えている場合及び社会通念上著しく不当な金額の場合には、その提案書は審査から除外する。
- (2) 各委員は提出の記載内容を確認する。
- (3) 委員会にて提案者からのヒアリングを実施する。
- (4) 各委員は、「3 審査項目」に示した項目ごとに評価する。
- (5) (4)において各委員が評価した点数を合計し、全委員の合計点数を提案者の得点とする。

3 審査項目

別紙「審査項目」のとおりに

4 契約候補者の選定

- (1) プロポーザル参加者の中から、委員会での書類審査及びヒアリングにより、各委員が評価した点数を合計し、その合計点数を提案者の得点とし、最高得点者を契約候補者として決定する。
- (2) 最高得点者が複数ある場合は、見積価格が安価な者を契約候補者とし、見積価格も同額である場合は、委員会の委員の合議で決定する。
- (3) いずれの提案も合計点数が半数未満の場合には、要求する水準に満たないものとして契約候補者の選定に至らないものとする。
- (4) プロポーザル参加者が 1 者の場合は、合計点数が半数以上であれば、契約候補者として選定するものとする。